

お客様 各位

## マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

鹿児島興業信用組合（以下「当組合」といいます。）は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネー・ローンダリング等」といいます。）対策を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、以下のよう  
に内部管理態勢を構築し業務を遂行してまいります。

### 1. 組織態勢

当組合は、マネー・ローンダリング等対策について経営陣が主導的な関与の下、組合内横断的に各部門間で連携・協働して役割を担うことで対応の高度化を図る管理態勢を構築します。

### 2. リスクベース・アプローチ

当組合が取り扱う商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、マネー・ローンダリング等のリスクを特定・評価し、リスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、リスクに見合った対策を講じます。

### 3. 顧客管理

当組合は、適切な取引時確認を実施し、顧客の属性や取引に応じた顧客管理を行います。また、取引記録の定期的な調査・分析を行い、顧客管理措置の見直しを行います。

### 4. 経済制裁及び資産凍結

当組合は、経済制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施する態勢を整備します。

### 5. 疑わしい取引の届出

当組合は、営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に対して速やかに疑わしい取引の届出を行います。

### 6. 研修等の実施

当組合は、継続的な研修を通じて、役職員のマネー・ローンダリング等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する職員の確保・育成に努めます。

## 7. 遵守状況の検証

当組合は、マネー・ローンダリング等防止態勢について、独立した内部検査部門において定期的な監査を実施し、監査結果を踏まえてさらなる管理態勢の改善に努めます。

なお、金融当局ならびに鹿児島県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただく場合がございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

令和6年1月  
鹿児島興業信用組合